

令和7年9月24日 全国農業共済組合連合会

令和7年9月12日からの大雨に係る農業経営収入保険の対応について

全国農業共済組合連合会 (NOSAI全国連)では、令和7年9月12日からの大雨に伴う災害に係る災害救助法の適用についてが適用された市に住所を有する収入保険の加入者及び加入予定の方で、保険料、積立金、付加保険料(事務費)の支払が困難であることの申出があった方を対象に、一括払いの支払期限、分割払いの支払期限を、保険期間を開始する日から起算し、11か月を経過する日を限度に延長いたします。

また、対面での加入手続が困難な方につきましては、電話等での加入申込みを 承ります(申請書類は後日提出いただきます)。

具体的な支払期限の延長の手続、加入申込については、お近くの農業共済組合にご相談ください。

<別紙>

災害救助法適用市町村及び対象地域の農業共済組合

本件に関するお問い合わせ先

全国農業共済組合連合会(業務部業務第1課)

TEL 03 (6265) 4803

FAX 03 (6265) 4807

ホームページ http://www.nosai-zenkokuren.or.jp/

災害救助法適用市町村及び対象地域の農業共済組合

令和7年9月13日現在

• 災害救助法適用市町村

1市

【三重県】 四日市市

対象地域の農業共済組合

三重県農業共済組合 〒514-0008

三重県津市上浜町六丁目81番地11

電話番号:059-228-5135